

## ○総務文教委員長報告

総務文教委員長 野田 粹之

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第12号「鳴門市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」ほか議案9件であります。

当委員会は、3月1日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案10件については、いずれも、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、議案第12号「鳴門市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」であります。地方自治法の改正により、市長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、損害賠償責任額から条例で定める額を控除した額を免責する旨を定めることができることになったことに伴い、新たに条例を制定するものであります。

委員からは、損害賠償責任が一部免責される要件として「市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき」とあるが、どのような場合であるのかとの質疑があり、理事者からは、「長等の職員が違法な職務行為によって、地方公共団体に損害をおよぼすことを認識しておらず、かつ、認識していなかったことに、著しい不注意がない」場合であり、そのことについては、市長が判断することになるが、そのときには、顧問弁護士の意見、他の自治体の事案を参考とすることになると考えているとの説明を受けました。

さらに、委員からは、「市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき」の基準を明確にするための内部規程の策定について質疑があり、理事者からは、今後、検討したいとの説明がありました。

また、委員からは、職員等の区分に応じて、定められた責任の最低額の根拠について質疑があり、理事者からは、政令で定める基準を参酌しているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第13号「鳴門市事務分掌組織条例の一部改正について」及び議案第14号「鳴門市特別職指定条例の一部改正について」であります。市長の命を受け、組織横断的に行政改革を進める「市長直轄組織」を新設し、その施策の推進をつかさどる特別職として、新たに、「行

政改革推進監」を設置するため、条例の改正を行うものであります。2議案は関連する議案であるため一括議題とし、同時に説明を受け審査を行いました。

委員からは、市長直轄組織及び行政改革推進監を設置し、取り組む課題について質疑があり、理事者からは、職員数の削減は進んでいるが、その反面、事業量の増加もあり、職員の業務負担が大きくなっていることから、事業の抜本的な見直しや改善が必要と考えている。また、国ではデジタル化を推進しているが、行政改革とデジタル化は密接に関係しており、積極的かつ弾力的に、業務を刷新していくことも重要と考えているとの説明を受けました。

また、委員からは、デジタル化を推進するためには、その目的に合致した人材の登用が必要であることと、行政改革推進監には、最初の段階で、推進すべき目標を示して欲しいとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、議案第13号及び議案第14号は、いずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第15号「鳴門市道の駅「くるくる なると」条例の制定について」及び議案第26号「鳴門市道の駅「くるくる なると」に係る指定管理者の指定について」であります。鳴門市道の駅「くるくる なると」を設置することに伴い、地方自治法第244条の2の規定により、施設の設置及び管理に関する必要事項を定める条例を新たに制定するとともに、鳴門市道の駅「くるくる なると」に係る指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。2議案は関連する議案であるため一括議題とし、同時に説明を受け審査を行いました。

委員からは、概算事業費において、市の実質負担額は、15億4千万円、指定管理料は、年額2,500万円となっているが、今後の施設の維持・運営等について、どのように想定しているのかとの質疑があり、理事者からは、道の駅には、公的な機能も備わっていることから、施設は市が整備し、運営については、指定管理者が民間のノウハウを活用することにより、予定額以上の売上高を確保すれば、指定管理料以上の納付金が納付されることから、市からの過度な資金投入が無くとも、施設の維持・運営等ができると考えているとの説明を受けました。

また、委員からは、指定管理料と納付金の額に関して他の同規模の施設との比較について質疑があり、理事者からは、指定管理料については、全国的にみて、相応の水準であり、納付金については、黒字・赤字に関わらず、施設全体の売上に応じて納付する提案は非常に珍しいとの説明を受けました。

さらに、委員からは、多くの資金を投入して施設を整備したにも関わらず、経営が成り立たないということが無いように、今後の施設の維持・運

営等を、十分検討して欲しいとの意見がありました。

また、委員からは、国土交通省が整備する屋外トイレの基数が少ないことについて質疑があり、理事者からは、市としても基数については、要望をしたが、国の設置基準もあり、この基数となったが、来客数が多い時間帯である午前9時から午後5時の間は、屋内トイレも利用して頂くことで対応できると考えているとの説明がありました。

また、委員からは、近隣自治体が設置若しくは設置を予定している道の駅との差別化について質疑があり、例えば、「これを食べたいから訪れよう」というような、特徴を持った目的地となれる道の駅となるよう、事前に商品開発等の準備等をしているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、議案第15号及び議案第26号は、いずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第16号「鳴門市消防団条例及び鳴門市消防団員の給与及び費用弁償条例の一部改正について」であります。鳴門市消防団に新たに機能別消防団員を設けるにあたり、職務内容、給与等について規定する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、機能別消防団員が従事する特定の任務とは、どのようなものかとの質疑があり、理事者からは、令和3年度は、うずしお少年少女消防クラブの指導員として活動することとなるが、大規模災害時の後方支援や情報収集等に特化した業務についても検討しているとの説明を受けました。

さらに、委員からは、任務の達成には研修等が必要であり、従事する任務は、あらかじめ指定しておくべきとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第17号「鳴門市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。学校運営協議会の設置にあたり、委員の報酬について規定する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、令和3年度に選定されるモデル校7校及び学校運営協議会委員の人選について質疑があり、理事者からは、選定されるモデル校については、第一中学校、第二中学校、撫養小学校、鳴門東小学校、鳴門西小学校、大津西小学校、堀江北小学校が、委員の人選については、学校運営に関して、多様な意見を頂くため、学校長に委員になっていただきたい方についてご意見をいただき、市教育委員会が任命することになると考えているとの説明を受けました。

また、委員からは、学校評議員と学校運営協議会委員の違いについて質疑があり、理事者からは、それぞれ、根拠法令が異なっており、一言でいえば、学校評議員は学校長に助言をいただく方であり、学校運営協議

会委員は、特別職非常勤職員の立場で学校運営に携わっていただく方であるとの説明がありました。

また、委員からは、令和3年度は、学校評議員制度と学校運営協議会制度が併存しているが、令和4年度からは、学校運営協議会制度に一本化されるのかとの質疑があり、理事者からは、先行する自治体では、学校評議員制度から学校運営協議会制度への移行が多く、本市においても令和4年度から全小・中学校において学校評議員制度から学校運営協議会制度へ移行する予定であるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

-----

次に、議案第18号「鳴門市公民館条例の一部改正について」でありませんが、堀江公民館の新築移設により所在地の変更を行うものでありました。

委員からは、現在の堀江公民館の今後の活用について質疑があり、理事者からは耐震性能を有していないことから解体も含めて検討していきたいとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

-----

次に、議案第25号「東部地区広域市町村圏協議会の廃止について」であります。東部地区広域市町村圏協議会の主な目的である第5次東部地区広域市町村圏計画が終了することに伴い、当該協議会を廃止するに当たり、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、今後、徳島東部定住自立圏への加入若しくは、本市が中心市となり、東かがわ市及び南あわじ市と定住自立圏を形成する予定はないのかとの質疑があり、理事者からは、徳島東部定住自立圏への加入については、メリット及びデメリットを、慎重に研究をしたい。

また、本市が中心市となり、東かがわ市及び南あわじ市と定住自立圏を形成するには、昼夜間人口比率において要件を欠いているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

-----

次に、議案第27号「財産の無償譲渡について」であります。消防分団の再編により利用の目的が消滅したことに伴い、消防団車庫を無償で譲渡することから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、車庫を、無償で譲渡するためには、議会の議決が必要とのことであるが、車庫が定着している土地についてはどのような取り扱いとなるのかとの質疑があり、理事者からは、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の第3条第1項第3号では、「公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該

用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人、その他の包括承継人に譲渡するとき」は、「これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる」とされていることから、この規定に基づき、譲渡するものであるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。